

# 答 申

## 第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和2年6月21日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「令和2年2月14日に開示を行ったことに対し、開示中の議事録、報告書、メモ」について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 請求対象文書及び決定の内容

- 1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容  
令和2年2月14日に開示を行ったことに対し、開示中の議事録、報告書、メモ
- 2 決定の内容  
本件対象公文書を作成及び取得していないことによる文書の不存在を理由とする不開示決定

## 第3 審査請求の趣旨及び理由

- 1 令和2年2月14日に3件の開示を受ける予定。
- 2 16時ごろ道路建設課の開示をうけ、立ち会った職員は4名。
- 3 2項の開示後、建設指導課の開示を受ける際に、道路建設課の4名のうち1名が残る。
- 4 審査請求人が、そこにいる理由を問うと、勉強の為との回答。
- 5 その残った一人は、勉強の為のメモを取らず、かつやり取りを凝視することもなかった。
- 6 その残った職員は、話かける態度が、到底勉強をする態度とは思えない馴れ馴れしい話し方を審査請求人にしてきた。
- 7 審査請求人は、その態度に憤慨し、退席を促したが、受け入れる素振りもなかった。
- 8 残った職員が、審査請求人に対し、指を刺す行為をしたので、審査請求人は指摘し、馴れ馴れしい話し方も相変わらずだったので、何度も退席を促した。
- 9 前回の、建築指導課による開示の際、審査請求人が机をたたいた等の行為があり、そのために同席したと残った職員は白状した。
- 10 前回の机をたたいた等は、建築指導課が審査請求人に苦役を与え、財産を奪い、かつ、無償で鹿児島市自ら情報を取得する人権を侵害するような行為をし、それに対し法的根拠を全く示さないことに憤慨し、かつ、人権を守るための行為である。
- 11 3件目の開示の際、まだその職員は残ろうとしていたので、審査請求人は、3件目の開示を行わないと申し上げた。
- 12 その一言で、その職員は退席した。
- 13 9項にある通り、審査請求人に対し、証拠を求める為記録等があることは明らかである。
- 14 したがって、「公文書不開示決定通知書」の取り消しを求めます。

#### 第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

令和2年2月14日に開示を行ったことに対し、開示中の議事録、報告書、メモについては、実施機関では、当該公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。

以上のことから、本件処分は適法・妥当である。

#### 第5 審査会の判断等

##### 1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

##### 2 審査会の判断

###### (1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和2年2月14日16時以降に開示の実施を行った際の開示中の議事録、報告書、メモ等のことである。

###### (2) 本件対象公文書の存否について

公文書の開示の実施に当たっては、開示請求者から開示する文書の中身について説明を求められた場合、実施機関は適切な説明を行わなければならないが、議事録等を作成しなければならない規定はなく、このような説明を行った場合に議事録、メモ等を作成することは一般的に想定されないことから、この点を踏まえると、実施機関の説明に特段不合理な点はみられない。

また、審査会が、当該議事録等の有無について確認するため、令和2年10月29日に市道路建設課郡山建設事務所執務室において、開示に係る原議書及び市民からの相談、苦情等に対する報告文書を綴った処理簿についての実地調査を行ったが、実施機関が作成した本件対象公文書は確認されなかった。

###### (3) 審査請求人の主張について

一方、審査請求人は、上記第3のとおり種々の主張を行っているが、いずれも実施機関が本件対象公文書を作成し、及び保有していると認めるに足りる疎明を行っているとは言いがたい。

以上のことから、審査会としては、本件対象公文書は不存在であると認定せざるを得ない。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和2年9月9日	実施機関からの諮問を受けた。
令和2年10月2日 (第3回審査会)	諮問の審議を行った。
令和2年10月29日	市道路建設課郡山建設事務所に実地調査を行った。
令和2年11月9日 (第4回審査会)	答申案の審議を行った。